

岡山県公報

発行

岡山県



目次

【告示】

- 道路の区域変更
- 道路の区域変更
- 土砂災害警戒区域の指定の解除
- 土砂災害警戒区域の指定
- 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分

【公告】

- 農地を利用する権利の設定に関する裁定

の申請
都市計画の変更案の縦覧農村振興課
都市計画課防災砂防課
港湾課

道路整備課

担当課（室）

○ ○
□ □

【選挙管理委員会】

- 政治団体の名称等の公表
- 政治団体の代表者等の異動
- 政治団体の解散
- 資金管理団体の名称等の公表
- 資金管理団体の指定取消し
- 令和七年度の監査の結果の公表

【監査公表】

監査事務局
□ □ □ □
□ □

選挙管理委員会

担当課（室）

目次

令和7年12月26日 岡山県公報 第12765号

◎岡山県告示第五百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆太

一 道 路 の 種 類	県道
二 道 路 線 名	智頭勝田線

区	域
美作市右手字大畑二〇三五番一地先から 美作市右手字土河内菅原四三七三番地先 まで	美作市右手字大畑二〇三五番一地先から 美作市右手字土河内菅原四三七三番地先 まで
旧	新
六・一 一九・九	六・一 一九・九

一 道 路 の 種 類	県道
二 道 路 線 名	勝央仁堀中線

区	域
赤磐市中勢実字後田二二六番五地先から 赤磐市中勢実字池尻二二九番一地先を経て 赤磐市中勢実字池尻三三〇番七地先を経て 赤磐市仁堀中字石井谷六五番八地先まで	赤磐市中勢実字後田二二六番五地先から 赤磐市中勢実字池尻二二九番一地先を経て 赤磐市仁堀中字石井谷六六番二地先を経て 赤磐市仁堀中字石井谷六五番八地先まで
旧	新
三・三 六・七	六・五 三〇・九
二九五・二	二三三〇・七

令和7年12月26日 岡山県公報 第12765号

三 二 一
道路の種類 県道
路線名 尾原賀陽線
道路の区域

区	域	別新 旧	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	新			
加賀郡吉備中央町豊野字長手二二五番一 地先から	加賀郡吉備中央町豊野字丸山四三四五番 一地先まで		八・二 一七・一	
加賀郡吉備中央町豊野字長手二二五番一 地先から	加賀郡吉備中央町豊野字丸山四三四五番 一地先まで		五・四 一一・一	
加賀郡吉備中央町豊野字丸山四三四五番 一地先まで			三五三・二	三五三・二

令和7年12月26日 岡山県公報 第12765号

◎岡山県告示第五百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆太

県道	県道	種道路類	路線名	区間	年月日	供用開始
線 脊中央仁堀中	智頭勝田線					
赤磐市中勢実字後田二二二六番五地先から 赤磐市中勢実字池尻二二九番一地先を経て 赤磐市中勢実字池尻三三〇番七地先を経て 赤磐市仁堀中字石井谷六六番二地先を経て 赤磐市仁堀中字石井谷六五番八地先まで	美作市右手字大畠二〇三五番一地先から 美作市右手字土河内菅原四三七三番地先まで	令和七年十二月二十六日	年月日			

令和7年12月26日 岡山県公報 第12765号

◎岡山県告示第五百七十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、井原市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

令和七年十二月二十六日

箇 所 番 号 岡山県知事 伊 原 木 隆 太
土砂災害の発生原因と 指定を解除する
なる自然現象の種類 地滑り 次の図のとおり
区域

二〇七J芳井町上嶋〇〇二
各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部井笠地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和7年12月26日 岡山県公報 第12765号

◎岡山県告示第五百七十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、井原市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年十二月二十六日

箇所番号 岡山県知事 伊原木 隆 太
土砂災害の発生原因と 指定の区域
なる自然現象の種類

二〇七J芳井町上嶋〇〇二 地滑り

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部井笠地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和7年12月26日 岡山県公報 第12765号

◎岡山県告示第五百七十八号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

令和七年十二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
二六インチ 白	一台	A〇二九三五五九
二六インチ 白	一台	四K一九二一Y M Z〇五

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和七年十一月十二日

三 放置されている場所

玉野市築港一丁目地先 宇野港フェリーターミナル東駐輪場

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所

玉野市宇野一丁目八番九号

電話番号 ○八六三一三一一三一一一

令和7年12月26日 岡山県公報 第12765号

〔五六一〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項の規定により、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があつた。

令和七年十二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
津山市加茂町中原三七三番三 津山市加茂町中原二八八番七	田 田	一、〇五〇 二、六六八

二 申請に係る農地の利用の現況

農地所有者が死亡しており、耕作の事業に従事する者が不在となることが確実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額	補償金の支払の方法
令和八年三月一日	権利の始期から令和十三年二月二十日まで	一八、五九〇円	農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局津山支局に供託する。

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等（農地法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。）は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和八年一月九日（金）

2 提出先

岡山県農林水産部農村振興課

3 記載事項

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- (3) 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- (4) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (5) その他参考となるべき事項

令和7年12月26日 岡山県公報 第12765号

〔五六二〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画整備、開発及び保全の方針を変更するため、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。
なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

令和七年十二月二十六日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 都市計画の種類
岡山県南広域都市計画整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更する土地の区域
岡山県南広域都市計画区域
- 三 都市計画の変更案の縦覧場所
岡山県土木部都市局都市計画課、岡山市都市整備局都市・交通部都市計画課、倉敷市建設局都市計画部都市計画課、玉野市建設部都市計画課、総社市建設部都市計画課、赤磐市建設事業部建設課及び早島町都市整備部建設課
- 四 縦覧期間
令和八年一月七日から同月二十一日

令和7年12月26日 岡山県公報 第12765号

〔五六三〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により津山広域都市計画整備、開発及び保全の方針を変更するため、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。
なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

令和七年十二月二十六日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 都市計画の種類
津山広域都市計画整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更する土地の区域
津山広域都市計画区域
- 三 都市計画の変更案の縦覧場所
岡山県土木部都市局都市計画課、津山市都市建設部都市計画課、鏡野町まちづくり課及び勝央町産業建設部
- 四 縦覧期間
令和八年一月七日から同月二十一日

令和7年12月26日 岡山県公報 第12765号

〔五六四〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により笠岡都市計画整備、開発及び保全の方針を変更するため、当該都市計画の変更案を次とのおり公衆の縦覧に供する。
なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

令和七年十二月二十六日

一 都市計画の種類	岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太
二 都市計画を変更する土地の区域	笠岡都市計画区域
三 都市計画の変更案の縦覧場所	岡山県土木部都市局都市計画課及び笠岡市建設部都市計画課
四 縦覧期間	令和八年一月七日から同月二十一日

令和7年12月26日 岡山県公報 第12765号

〔五六五〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により井原都市計画整備、開発及び保全の方針を変更するため、当該都市計画の変更案を次とのおり公衆の縦覧に供する。
なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

令和七年十二月二十六日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

- | | | | |
|---------------------------------|------------------------------|--|----------------------------|
| 一 都市計画の種類
井原都市計画整備、開発及び保全の方針 | 二 都市計画を変更する土地の区域
井原都市計画区域 | 三 都市計画の変更案の縦覧場所
岡山県土木部都市局都市計画課及び井原市建設経済部都市施設課 | 四 縦覧期間
令和八年一月七日から同月二十一日 |
|---------------------------------|------------------------------|--|----------------------------|

令和7年12月26日 岡山県公報 第12765号

〔五六六〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により高梁都市計画整備、開発及び保全の方針を変更するため、当該都市計画の変更案を次とのおり公衆の縦覧に供する。
なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

令和七年十二月二十六日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

- | | |
|------------------|-----------------------------|
| 一 都市計画の種類 | 高梁都市計画整備、開発及び保全の方針 |
| 二 都市計画を変更する土地の区域 | 高梁都市計画区域 |
| 三 都市計画の変更案の縦覧場所 | 岡山県土木部都市局都市計画課及び高梁市土木部都市整備課 |
| 四 縦覧期間 | 令和八年一月七日から同月二十一日 |

令和7年12月26日 岡山県公報 第12765号

〔五六七〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により新見都市計画整備、開発及び保全の方針を変更するため、当該都市計画の変更案を次とのおり公衆の縦覧に供する。
なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

令和七年十二月二十六日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

- | | | | |
|---------------------------------|------------------------------|--|----------------------------|
| 一 都市計画の種類
新見都市計画整備、開発及び保全の方針 | 二 都市計画を変更する土地の区域
新見都市計画区域 | 三 都市計画の変更案の縦覧場所
岡山県土木部都市局都市計画課及び新見市建設部都市整備課 | 四 縦覧期間
令和八年一月七日から同月二十一日 |
|---------------------------------|------------------------------|--|----------------------------|

令和7年12月26日 岡山県公報 第12765号

〔五六八〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により備前都市計画整備、開発及び保全の方針を変更するため、当該都市計画の変更案を次とのおり公衆の縦覧に供する。
なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

令和七年十二月二十六日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 都市計画の種類
備前都市計画整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更する土地の区域
備前都市計画区域
- 三 都市計画の変更案の縦覧場所
岡山県土木部都市局都市計画課及び備前市建設部都市計画課
- 四 縦覧期間
令和八年一月七日から同月二十一日

令和7年12月26日 岡山県公報 第12765号

〔五六九〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により真庭都市計画整備、開発及び保全の方針を変更するため、当該都市計画の変更案を次とのおり公衆の縦覧に供する。
なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

令和七年十二月二十六日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

- | | | | |
|---------------------------------|------------------------------|---|----------------------------|
| 一 都市計画の種類
真庭都市計画整備、開発及び保全の方針 | 二 都市計画を変更する土地の区域
真庭都市計画区域 | 三 都市計画の変更案の縦覧場所
岡山県土木部都市局都市計画課及び真庭市建設部まちづくり推進課 | 四 縦覧期間
令和八年一月七日から同月二十一日 |
|---------------------------------|------------------------------|---|----------------------------|

令和7年12月26日 岡山県公報 第12765号

〔五七〇〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により湯原都市計画整備、開発及び保全の方針を変更するため、当該都市計画の変更案を次とのおり公衆の縦覧に供する。
なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

令和七年十二月二十六日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 都市計画の種類
湯原都市計画整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更する土地の区域
湯原都市計画区域
- 三 都市計画の変更案の縦覧場所
岡山県土木部都市局都市計画課及び真庭市建設部まちづくり推進課
- 四 縦覧期間
令和八年一月七日から同月二十一日

令和7年12月26日 岡山県公報 第12765号

〔五七一〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により美作都市計画整備、開発及び保全の方針を変更するため、当該都市計画の変更案を次とのおり公衆の縦覧に供する。
なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

令和七年十二月二十六日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

- | | | | |
|---------------------------------|------------------------------|--|----------------------------|
| 一 都市計画の種類
美作都市計画整備、開発及び保全の方針 | 二 都市計画を変更する土地の区域
美作都市計画区域 | 三 都市計画の変更案の縦覧場所
岡山県土木部都市局都市計画課及び美作市都市整備部都市住宅課 | 四 縦覧期間
令和八年一月七日から同月二十一日 |
|---------------------------------|------------------------------|--|----------------------------|

令和7年12月26日 岡山県公報 第12765号

〔五七二〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により浅口広域都市計画整備、開発及び保全の方針を変更するため、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。
なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

令和七年十二月二十六日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 都市計画の種類
　　浅口広域都市計画整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更する土地の区域
　　浅口広域都市計画区域
- 三 都市計画の変更案の縦覧場所
　　岡山県土木部都市局都市計画課、浅口市産業建設部まちづくり課及び里庄町まち整備課
- 四 縦覧期間
　　令和八年一月七日から同月二十一日

令和7年12月26日 岡山県公報 第12765号

〔五七三〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により和気都市計画整備、開発及び保全の方針を変更するため、当該都市計画の変更案を次とのおり公衆の縦覧に供する。
なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

令和七年十二月二十六日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 都市計画の種類
和気都市計画整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更する土地の区域
和気都市計画区域
- 三 都市計画の変更案の縦覧場所
岡山県土木部都市局都市計画課及び和気町産業建設部都市建設課
- 四 縦覧期間
令和八年一月七日から同月二十一日

令和7年12月26日 岡山県公報 第12765号

〔五七四〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により矢掛都市計画整備、開発及び保全の方針を変更するため、当該都市計画の変更案を次とのおり公衆の縦覧に供する。
なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

令和七年十二月二十六日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

- | | |
|------------------|------------------------|
| 一 都市計画の種類 | 矢掛都市計画整備、開発及び保全の方針 |
| 二 都市計画を変更する土地の区域 | 矢掛都市計画区域 |
| 三 都市計画の変更案の縦覧場所 | 岡山県土木部都市局都市計画課及び矢掛町建設課 |
| 四 縦覧期間 | 令和八年一月七日から同月二十一日 |

令和7年12月26日 岡山県公報 第12765号

〔五七五〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により吉備高原都市計画整備、開発及び保全の方針を変更するため、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。
なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

令和七年十二月二十六日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

- | | |
|------------------|-----------------------------------|
| 一 都市計画の種類 | 吉備高原都市計画整備、開発及び保全の方針 |
| 二 都市計画を変更する土地の区域 | 吉備高原都市計画区域 |
| 三 都市計画の変更案の縦覧場所 | 岡山県土木部都市局都市計画課及び吉備中央町吉備高原都市事務所企画課 |
| 四 縦覧期間 | 令和八年一月七日から同月二十一日 |

令和7年12月26日 岡山県公報 第12765号

◎岡山県選管告示第百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつた。

令和七年十二月二十六日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

おおぶともえ後援会
平尾進後援会
まさおかかずき後援会

代表者の氏名
正中大武智惠
岡和則貴

会計責任者の氏名
正平大武一真
岡かおり弘恵

主たる事務所の所在地
浅口市金光町大谷七二二一四
鴨方町六条院中三九九四一
津山市綾部二〇〇三一七

岡山県選挙管理委員会
委員長

大

林

裕

一

届出年月日
令和七・一一・二六
一一・一二
一一・一二
一三

令和7年12月26日 岡山県公報 第12765号

◎岡山県選管告示第百一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた
令和七年十二月二十六日

岡山県選挙管理委員会
委員長

林

裕

令和七年月日 異動

備前市東片上二二八一一一

備前市八木山八三〇 新

政治団体の名称	2050年の備前を考える会	代表者の氏名	他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)
政治団体の名称	有元純一後援会	代表者の氏名	異動事項
政治団体の名称	太田えいじ後援会	代表者の氏名	主たる事務所の所
政治団体の名称	おむすび俱楽部	代表者の氏名	居場所
政治団体の名称	久保本慎一後援会	代表者の氏名	会員登録
政治団体の名称	西岡田久保本慎一	会員登録	会員登録
政治団体の名称	江伯夫洋一知佳和	会員登録	会員登録
政治団体の名称	山岡敦後援会	会員登録	会員登録
政治団体の名称	済洋一後援会	会員登録	会員登録
政治団体の名称	盟岡山統括本部	会員登録	会員登録

青赤西 岡赤森赤西赤北
江池崎 崎田池 池崎池川川
伯真知 知芳真勇真知真昌昌
夫幸佳 佳和幸樹幸佳幸邦邦

木八池 市岡八村八池八大小
山木田 川田木中木田木井松
貴俊憲 智隆俊堅俊憲俊祐知
也樹昭 弘雄樹一樹昭樹史子

◎岡山県選管告示第百二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつた。

令和七年十二月二十六日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
政治団体の名称
有元純一後援会
藤井典幸後援会

藤 有 代表者の氏名
井 元 純 一

解散年月日
令和七・一一・一
令和六・一二・三一

岡山県選挙管理委員会
委員長

大

林

裕

一

◎岡山県選管告示第百三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第一項の規定による資金管理団体の届出があつた。

令和七年十二月二十六日

岡山県選挙管理委員会
委員長

大

林 裕一

指定年月日

〃 令和七・一一・二四
一一・一〇

資金管理団体の届出をした
者（代表者）の氏名
大武智恵

公職の種類
浅口市議会議員
津山市議会議員

資金管理団体の名称
おおぶともえ後援会
まさおかかづき後援会

主たる事務所の所在地
浅口市金光町大谷七二二一四
津山市綾部二〇〇三一七

◎岡山県選管告示第百四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつた。

令和七年十二月二十六日

法第十九条第三項第一号の規定による届出

資金管理団体の届

出をした者の氏名

有元純一

資金管理団体の名称

有元純一後援会

岡山県選挙管理委員会

委員長

大林

資金管理団体で

なくなった年月日

令和七
・一一・
一

裕

令和7年12月26日 岡山県公報 第12765号

◎岡山県監査公表第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により実施した令和七年度の監査の結果に関する報告を、同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

令和七年十二月二十六日

岡山県監査委員
岡山県監査委員
岡山県監査委員
岡山県監査委員

飛 槟 渡 荒

山 尾 辺 島

美 俊 知 俊

保 之 典 造

1 監査の概要

- (1) 監査等の種類 財務監査及び行政監査
- (2) 監査の対象
- | | |
|----------|-------|
| ① 監査対象年度 | 令和6年度 |
| ② 監査対象機関 | 138機関 |
| (内 訳) | |
| 知事部局 | 35機関 |
| 諸局・企業会計 | 6機関 |
| 教育委員会 | 74機関 |
| 公安委員会 | 23機関 |
| ③ 監査実施機関 | 138機関 |
- (3) 監査の着眼点
- ① 財務監査
財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、適正で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に努めているか。
 - ② 行政監査
事務全般を対象とし、その執行が法令に適合し、適正で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に努めているか。
- (4) 監査の実施内容
- 監査に当たっては、岡山県監査委員監査基準（令和2年3月27日岡山県監査公表第5号）に準拠し、次のとおり実施した。
- なお、行政監査については、テーマを選定せず、財務監査に併せて実施した。
- ① 事前調査
監査事務局職員が、あらかじめ監査実施機関に出向き、関係諸帳簿及び証拠書類を確認・照合するとともに、当該機関の職員から説明を聴取して事前調査報告書にまとめ、監査委員へ提出した。なお、出先機関の一部については、提出を受けた書面により調査を実施し、必要に応じ当該機関の職員から説明を聴取して事前調査報告書にまとめ、監査委員へ提出した。
 - ② 監査委員監査
 - ア 実地監査（57機関）
監査委員が、監査実施機関に出向き、①の事前調査報告書の内容を踏まえ、当該機関の職員から説明を聴取するとともに、当該機関から提出された監査資料等及び事前調査報告書に基づいて監査を行った。
 - イ 書面監査（81機関）
監査委員が、①の事前調査報告書の内容を踏まえ、監査実施機関から提出された監査資料等及び事前調査報告書に基づいて監査を行った。

2 監査の結果

上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務がおおむね法令に適合し、適正で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に

努めていることを確認した。

(1) 総括的事項

- ① 監査を終了した138機関のうち、22機関について50件の是正・改善を要すると認められる事案（指摘事項）があった。これは、前年度の17機関・47件に比べ、機関数、件数ともに増加している。
- ② 指摘事項のうち収入未済に係る24件に関しては、9件については未収額が減少したが、13件については未収額が増加、2件については前年度に続き令和6年度も全く回収できていない。
- ③ 収入未済以外の指摘事項に関しては、岡山県財務規則その他の財務・会計に関する諸規程に反すると認められるもの、また、このような事務処理の誤りの結果、対外的に影響が生じていると認められるものがあった。
- ④ 指摘事項に至らないが、書類の整備や物品の管理手続等に問題があり、是正・改善すべきと認められるもの（注意・指導事項）は54機関で234件あり、前年度の52機関・265件に比べ、機関数は増加したが、件数は減少している。
- ⑤ 令和5年度から内部統制に依拠した監査の推進に取り組み、内部統制制度においてリスク発生報告を行っているものについては、原則として、指摘事項等の対象外としたことから、指摘事項と注意・指導事項とを合わせた件数は284件であり、前年度の312件に比べ、28件の減少となっている。
- ⑥ 指摘事項と注意・指導事項を合わせた件数284件と令和6年度の内部統制制度におけるリスク発生報告件数204件のうち指摘事項等とした14件を除いた190件を合わせると474件であり、前年度の455件に比べ、19件の増加となっている。

	監査実施機関	監査年月日	指摘 事項	区分	
				実地	書面
知 事 部 局	知事直轄・総合政策局・総務部	令和7年10月20日	有	○	
	消防学校	令和7年7月23日	有	○	
	東京事務所	令和7年8月22日	—	○	
	県立記録資料館	令和7年7月22日	—		○
	県民生活部	令和7年11月7日	有	○	
	岡南飛行場管理事務所	令和7年7月31日	有	○	

岡山空港管理事務所	令和7年8月1日	—	○	
消費生活センター	令和7年7月14日	—		○
男女共同参画推進センター	令和7年7月30日	—	○	
環境文化部	令和7年10月21日	有	○	
環境保健センター	令和7年7月29日	—		○
県立美術館	令和7年7月9日	—	○	
保健医療部	令和7年11月10日	有	○	
子ども・福祉部	令和7年11月10日	有	○	
福祉相談センター（中央児童相談所を含む。）	令和7年9月4日	有		○
倉敷児童相談所	令和7年8月21日	有	○	
津山児童相談所	令和7年8月6日	有		○
県立成徳学校	令和7年9月25日	—		○
健康の森学園	令和7年7月8日	—	○	
産業労働部	令和7年10月31日	有	○	
大阪事務所	令和7年8月6日	—		○
工業技術センター	令和7年8月1日	—	○	
南部高等技術専門校	令和7年9月4日	—		○
北部高等技術専門校	令和7年7月18日	—	○	

	北部高等技術専門校美作校	令和7年9月16日	—		○
	農林水産部	令和7年11月5日	有	○	
	農林水産総合センター	令和7年8月29日	有	○	
	県営食肉地方卸売市場	令和7年8月19日	—	○	
	土木部	令和7年10月20日	有	○	
	後楽園事務所	令和7年9月1日	—		○
	出納局	令和7年10月31日	有	○	
	備前県民局(東備地域事務所を含む。)	令和7年10月23日	有	○	
	備中県民局(井笠、高梁、新見地域事務所を含む。)	令和7年10月16日	有	○	
	水島港湾事務所		—	○	
	美作県民局(真庭、勝英地域事務所を含む。)	令和7年10月6日	有	○	
諸 局 等	議会事務局	令和7年10月21日	—	○	
	人事委員会事務局	令和7年9月25日	—		○
	労働委員会事務局	令和7年7月14日	—		○
	監査事務局	令和7年8月20日	—		○
	企業局	令和7年7月15日	有	○	
	土木部都市局(流域下水道事業会計)	令和7年7月15日	—	○	

教 育 委 員 会	教育庁	令和7年11月5日	有	○	
	岡山教育事務所	令和7年7月11日	—		○
	津山教育事務所	令和7年7月14日	—		○
	総合教育センター	令和7年8月9日	—		○
	生涯学習センター	令和7年8月19日	—	○	
	県立図書館	令和7年8月20日	—	○	
	県立博物館	令和7年7月14日	—		○
	古代吉備文化財センター	令和7年7月22日	—		○
	岡山朝日高等学校	令和7年7月29日	有	○	
	岡山操山高等学校（中学校を含む。）	令和7年9月19日	—		○
	岡山芳泉高等学校	令和7年7月29日	—		○
	岡山一宮高等学校	令和7年7月25日	—		○
	岡山城東高等学校	令和7年11月11日	—		○
	西大寺高等学校	令和7年7月7日	—		○
	瀬戸高等学校	令和7年7月23日	—	○	
	高松農業高等学校	令和7年9月25日	—		○
	興陽高等学校	令和7年7月31日	—	○	
	瀬戸南高等学校	令和7年7月29日	—		○

岡山工業高等学校	令和7年7月22日	—		○
東岡山工業高等学校	令和7年9月19日	—		○
岡山東商業高等学校	令和7年7月29日	—		○
岡山南高等学校	令和7年11月11日	—		○
岡山御津高等学校	令和7年8月6日	—		○
倉敷青陵高等学校	令和7年9月4日	—		○
倉敷天城高等学校（中学校を含む。）	令和7年10月14日	—		○
倉敷南高等学校	令和7年7月25日	—		○
倉敷古城池高等学校	令和7年8月7日	—		○
倉敷中央高等学校	令和7年7月15日	—		○
玉島高等学校	令和7年7月14日	—	○	
倉敷鷺羽高等学校	令和7年7月14日	—		○
倉敷工業高等学校	令和7年7月14日	—		○
水島工業高等学校	令和7年7月14日	—		○
倉敷商業高等学校	令和7年7月14日	—	○	
玉島商業高等学校	令和7年7月15日	—		○
津山高等学校（中学校を含む。）	令和7年7月11日	—	○	
津山東高等学校	令和7年7月22日	—	○	

津山工業高等学校	令和7年7月11日	—	○	
津山商業高等学校	令和7年7月22日	—	○	
玉野高等学校	令和7年9月19日	—		○
玉野光南高等学校	令和7年8月7日	—		○
笠岡高等学校	令和7年7月14日	—		○
笠岡工業高等学校	令和7年8月7日	—		○
笠岡商業高等学校	令和7年7月14日	—		○
井原高等学校	令和7年7月14日	—		○
総社高等学校	令和7年7月22日	—		○
総社南高等学校	令和7年7月11日	—		○
高梁高等学校	令和7年9月19日	—		○
高梁城南高等学校	令和7年7月25日	—		○
新見高等学校	令和7年7月11日	—		○
備前緑陽高等学校	令和7年8月6日	—		○
邑久高等学校	令和7年7月16日	—	○	
勝山高等学校	令和7年7月7日	—		○
真庭高等学校	令和7年8月25日	—	○	
林野高等学校	令和7年7月17日	—	○	
鴨方高等学校	令和7年7月11日	—		○

和気閑谷高等学校	令和7年7月29日	—	○	
矢掛高等学校	令和7年7月14日	—		○
勝間田高等学校	令和7年7月17日	—	○	
鳥城高等学校	令和7年7月15日	—		○
岡山大安寺中等教育学校	令和7年8月28日	—		○
岡山盲学校	令和7年7月14日	—		○
岡山聾学校	令和7年9月19日	—		○
岡山支援学校	令和7年8月18日	—	○	
岡山西支援学校	令和7年7月24日	—	○	
岡山東支援学校	令和7年8月6日	—		○
岡山南支援学校	令和7年7月11日	—		○
岡山瀬戸高等支援学校	令和7年7月7日	—		○
倉敷まきび支援学校	令和7年7月10日	—	○	
倉敷琴浦高等支援学校	令和7年7月14日	—		○
西備支援学校	令和7年7月14日	—		○
健康の森学園支援学校	令和7年7月8日	—	○	
東備支援学校	令和7年7月9日	—	○	
早島支援学校	令和7年8月6日	—		○
誕生寺支援学校	令和7年7月22日	—		○

公 安 委 員 会	警察本部	令和7年11月7日	有	○	
	岡山中央警察署	令和7年8月6日	—		○
	岡山東警察署	令和7年8月4日	—		○
	岡山西警察署	令和7年8月6日	—		○
	岡山南警察署	令和7年7月24日	—	○	
	岡山北警察署	令和7年7月30日	—	○	
	赤磐警察署	令和7年9月16日	—		○
	備前警察署	令和7年11月6日	—		○
	瀬戸内警察署	令和7年7月16日	—	○	
	玉野警察署	令和7年9月16日	—		○
	児島警察署	令和7年11月6日	—		○
	倉敷警察署	令和7年8月21日	—	○	
	水島警察署	令和7年9月16日	—		○
	玉島警察署	令和7年7月14日	—		○
	笠岡警察署	令和7年8月4日	—		○
	井原警察署	令和7年7月10日	—	○	
	総社警察署	令和7年8月20日	—	○	
	高梁警察署	令和7年11月6日	—		○
	新見警察署	令和7年7月22日	—		○

真庭警察署	令和7年10月3日	—		○
津山警察署	令和7年10月22日	—		○
美作警察署	令和7年7月15日	—		○
美咲警察署	令和7年11月6日	—		○

(2) 個別的事項（指摘事項）

○ 知事部局

① 知事直轄

ア 消防学校

- ・再度の入札に付し落札者がない案件について、最初競争入札に付するときに定めた予定価格を変更しているにもかかわらず、競争入札に付さず随意契約により契約を締結したものが認められた。

② 総務部

ア 本庁

- ・県債の借入において、収入伺を作成せずに調定決議書を作成しているものが認められた。

③ 県民生活部

ア 本庁

- ・県債の借入において、収入伺を作成せずに調定決議書を作成しているものが認められた。

イ 岡南飛行場管理事務所

- ・小型航空機の停留料について、現年の収入率が前年度以下であり、未済額が前年度以上となっており、早期改善が必要である。

停留料収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（%）	
		現年	過年
令和5年度末	1,898,650	74.0	—
令和6年度末	5,705,167	70.2	0.0
比較 増 減	3,806,517	△3.8	0.0

④ 環境文化部

ア 本庁

- ・県債の借入において、収入伺を作成せずに調定決議書を作成しているものが認められた。

⑤ 保健医療部

ア 本庁

- ・県債の借入において、収入伺を作成せずに調定決議書を作成しているものが認められた。

- ・動物愛護センター照明LED化工事設計委託の支払について、検査調書を作成していなかったものが認められた。

- ・新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養施設借上げに係る損害賠償請求訴訟の判決確定に伴い100万円以上の賠償金が支払われたものが認められた。

⑥ 子ども・福祉部

ア 本庁

- ・県債の借入において、収入伺を作成せずに調定決議書を作成しているものが認められた。

- ・児童扶養手当返納金について、現年及び過年の収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

児童扶養手当返納金収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（%）	
		現年	過年
令和5年度末	1,809,583	91.2	31.5
令和6年度末	1,227,255	87.2	30.4
比較増減	△582,328	△4.0	△1.1

イ 福祉相談センター

- ・児童保護弁償金について、過年の収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（%）	
		現年	過年
令和5年度末	4,965,370	67.3	5.2
令和6年度末	4,570,610	81.1	1.9
比較増減	△394,760	13.8	△3.3

- ・収入未済に対する措置として必要な財産調査が行われていないことが認められた。

ウ 倉敷児童相談所

- ・児童保護弁償金について、未済額が前年度以上となっており、早期改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（%）	
		現年	過年
令和5年度末	7,043,545	79.7	11.4
令和6年度末	7,074,916	83.8	23.8
比較増減	31,371	4.1	12.4

エ 津山児童相談所

- ・児童保護弁償金について、現年の収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（%）	
		現年	過年
令和5年度末	7,127,160	68.5	9.6
令和6年度末	6,280,760	60.2	21.7
比較増減	△846,400	△8.3	12.1

⑦ 産業労働部

ア 本庁

- ・県債の借入において、収入伺を作成せずに調定決議書を作成しているものが認められた。
- ・指定管理者制度導入施設である岡山セラミックスセンターの職員駐車場について、長年、行政財産使用許可手続を行わず、使用料も徴収していなかったものが認められた。
- ・府用自動車の使用状況（維持・管理）が適正でなく、原因者不明の亡失損傷（1件10万円以上のもの）が生じているものが認められた。

⑧ 農林水産部

ア 本庁

- ・県債の借入において、収入伺を作成せずに調定決議書を作成しているものが認められた。

イ 農林水産総合センター

- ・府用自動車による交通事故での100万円以上の亡失損傷が生じているものが認められた。
- ・農林漁業生産物売扱代金を現金で研究所に保管したままとし、収納出納員による公金領収を約4か月遅延させ、出納員への引継ぎ及び指定金融機関等への払込を遅延させたものが認められた。

⑨ 土木部

ア 本庁

- ・県債の借入において、収入伺を作成せずに調定決議書を作成しているものが認められた。
- ・住宅使用料について、現年の収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

住宅使用料収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（%）	
		現年	過年
令和5年度末	50,149,054	98.3	17.4
令和6年度末	52,609,958	98.0	18.6

比較増減	2,460,904	△0.3	1.2
------	-----------	------	-----

- ・行政財産である県有地に無許可で電話柱が設置されていたものが認められた。

⑩ 出納局

- ・府用自動車の使用状況（維持・管理）が適正でなく、原因者不明の亡失損傷（1件10万円以上のもの）が生じているものが認められた。

⑪ 備前県民局

ア 本局

- ・県税（滞納繰越分）について、収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

県税（滞納繰越分）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（%）
令和5年度末	522,692,209	48.5
令和6年度末	569,237,293	45.4
比較増減	46,545,084	△3.1

- ・税外収入（県税関係）について、収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

税外収入（県税関係）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（%）
令和5年度末	37,987,553	67.0
令和6年度末	51,924,669	64.6
比較増減	13,937,116	△2.4

- ・雑入（生活保護費返還金・徴収金）について、現年の収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

雑入（生活保護費返還金・徴収金）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（%）	
		現年	過年

令和5年度末	3,100,144	81.2	5.9
令和6年度末	3,131,512	65.8	7.6
比較 増 減	31,368	△15.4	1.7

- 農業改良資金貸付金元金について、過年の収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

農業改良資金元金収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（%）	
		現年	過年
令和5年度末	3,595,000	—	22.1
令和6年度末	2,875,000	—	20.0
比較 増 減	△720,000	—	△2.1

- 農業改良資金貸付金違約金について、未済額が前年度以上となっており、早期改善が必要である。

農業改良資金貸付金違約金収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（%）	
		現年	過年
令和5年度末	17,116,403	—	1.5
令和6年度末	19,793,225	0.0	3.5
比較 増 減	2,676,822	0.0	2.0

⑫ 備中県民局

ア 本局

- 税外収入（県税関係）について、収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

税外収入（県税関係）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（%）

令和5年度末	17,233,824	82.7
令和6年度末	17,781,607	78.9
比較増減	547,783	△3.8

- ・雑入（生活保護費返還金・徴収金）について、過年の収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

雑入（生活保護費返還金・徴収金）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（%）	
		現年	過年
令和5年度末	6,040,358	37.6	6.5
令和6年度末	6,067,864	72.4	1.4
比較増減	27,506	34.8	△5.1

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金について、現年及び過年の収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（%）	
		現年	過年
令和5年度末	3,432,059	94.2	47.2
令和6年度末	3,301,765	93.9	32.7
比較増減	△130,294	△0.3	△14.5

- ・農業改良資金貸付金元金について、過年の収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

農業改良資金元金収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（%）	
		現年	過年
令和5年度末	4,695,000	—	3.7

令和6年度末	4,545,000	—	3.2
比較増減	△150,000	—	△0.5

- ・雑入（霞橋側道橋放火に係る原因者負担金）について、100万円以上の収入未済があるものの、収入されていないことから、早期改善が必要である。

雑入（霞橋側道橋放火に係る原因者負担金）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（%）
令和5年度末	3,567,040	0.0
令和6年度末	3,567,040	0.0
比較増減	0	0.0

⑬ 美作県民局

ア 本局

- ・府用自動車による交通事故での100万円以上の亡失損傷が生じているものが認められた。
- ・府用自動車の使用状況（維持・管理）が適正でなく、原因者不明の亡失損傷（1件10万円以上のもの）が生じているものが認められた。
- ・県税（現年課税分）について、収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

県税（現年課税分）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（%）
令和5年度末	60,428,480	99.63
令和6年度末	64,030,021	99.59
比較増減	3,601,541	△0.04

- ・県税（滞納繰越分）について、収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

県税（滞納繰越分）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（%）
令和5年度末	92,386,233	38.6
令和6年度末	94,851,067	28.0
比較増減	2,464,834	△10.6

- ・税外収入（県税関係）について、収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

税外収入（県税関係）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（%）
令和5年度末	5,308,501	84.3
令和6年度末	3,761,367	81.1
比較増減	△1,547,134	△3.2

- ・雑入（生活保護費返還金・徴収金）について、過年の収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

雑入（生活保護費返還金・徴収金）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（%）	
		現年	過年
令和5年度末	2,978,746	75.6	12.6
令和6年度末	3,387,848	77.1	8.3
比較増減	409,102	1.5	△4.3

イ 真庭地域事務所

- ・雑入（備中川河川区域内からの重機撤去費用）について、100万円以上の収入未済があるものの、収入されていないことから、早期改善が必要である。

雑入（備中川河川区域内からの重機撤去費用）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（%）

令和5年度末	1,364,000	0.0
令和6年度末	1,364,000	0.0
比較増減	0	0.0

ウ 勝英地域事務所

- ・庁用自動車の使用状況（維持・管理）が適正でなく、原因者不明の亡失損傷（1件10万円以上のもの）が生じているものが認められた。

○ 諸局等

① 企業局

- ・営業未収金（給水料金）について、過年の金額は減少しているものの、収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

営業未収金（給水料金）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（%）	
		現年	過年
令和5年度末	80,671,512	100.0	0.33
令和6年度末	80,421,512	100.0	0.31
比較増減	△250,000	0.0	△0.02

○ 教育委員会

① 教育庁

- ・県債の借入において、収入伺を作成せずに調定決議書を作成しているものが認められた。

- ・大学奨学金貸付金元利収入について、過年の収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

大学奨学金貸付金元利収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（%）	
		現年	過年
令和5年度末	4,087,751	80.9	76.3

令和6年度末	3,314,592	93.5	10.5
比較増減	△773,159	12.6	△65.8

(2) 岡山朝日高等学校

- 複数の生徒に係る高等学校就学支援金の認定（不認定）結果等が授業料システムに適切に入力できておらず、のべ41か月分の授業料徴収遅延及びのべ16か月分の授業料誤徴収が生じているものが認められた。
- 財務監査に併せて実施した行政監査において、事務職員が、学校徴収金（PTA会費等）12,759,500円を着服していたものが認められた。

○ 公安委員会

(1) 警察本部

- 県債の借入において、収入伺を作成せずに調定決議書を作成しているものが認められた。
- 放置違反金等について、過年の収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

放置違反金等収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（%）	
		現年	過年
令和5年度末	1,122,200	97.9	74.5
令和6年度末	1,197,500	98.1	73.4
比較増減	75,300	0.2	△1.1

- 警察車両の使用状況（維持・管理）が適正でなく、原因者不明の亡失損傷（1件10万円以上のもの）が生じているものが認められた。

3 所見

(1) 財務事務の適正化について

内部統制に依拠した監査の推進に取り組み、指摘事項と注意・指導事項を合わせた件数は減少しているものの、依然として財務に関する事務の適正な執行が徹底されていない状況である。監査結果の趣旨を徹底し、再発防止の仕組みづくりをしっかりと行い、適正かつ効率的な事務の執行に努めていただきたい。

財産関係では、府用自動車の亡失損傷が引き続き多くの機関で発生している。発生した事故の状況を踏まえた運転技術研修の実施などにより事故発生防止に努めていただきたい。また、各所属において原因者不明の亡失損傷も発生していることから、職場会議の開催などにより公用車の管理責任に関する意識向上を図っていただきたい。

(2) 収入未済の解消等について

税及び税外収入に係る収入未済については、前年度に比べ、新たな収入未済の発生、収入未済額の増加、収入率の低下したものが見受けられた。効果的・効率的な回収に向け、改めて債権管理体制を見直していただきたい。

県民負担の不公平感の払拭のため、個々の実情に応じたきめ細かな措置を講じていただきたい。また、悪質な場合には、法的手段等の活用による徹底した債権管理を行うことで早期解消を図るとともに、新たな未収金を発生させないよう適時適切な対応に努めていただきたい。